

平成18年7月21日

知的財産権講習会 — 特許制度の活用 —

<< 略歴 >>

京都大学 航空工学科 卒業

川崎重工業にて航空機の設計に従事

平成9年1月 弁理士登録

平成9年1月～平成16年3月 明成国際特許事務所

平成16年4月～現在

特許事務所 源 開設

名古屋大学法科大学院にて法曹目指して勉強中！



特許事務所 源
弁理士 加藤光宏

〒481-0013 北名古屋市二子神明27-6

Tel 0568-26-1207 Fax 0568-26-1630 E-mail katomi@mediacat.ne.jp

1. 概要

特許制度活用のためのキーポイント

アイデアの抽出

- 保護できるアイデアを見落とさない
- アイデアの本質を捉える



保護方法の選択・実現

- アイデアの保護方法は一通りではない
→費用対効果を考え適切な方法を選択



フォローアップ

- 他人の権利侵害への対処
- 他人からの警告への対処

2. アイデアの抽出

(1) 保護できるアイデアを見落とさない

■ 保護制度と保護対象との関係を把握する

特許権	発明（特2条3項）…物、方法、生産方法（特2条3項） （ソフトウェア、データベースも含む）
実用新案権	考案（実2条）…物品の形状、構造又は組合せ（実1条）
意匠権	デザイン（物品の形状、模様等）（意2条1項）
商標権	商標（商品、役務の識別標章）（商2条）
著作権	著作物（プログラム、データベースを含む）（著2条）
不競法	営業秘密、商品形態など（不2条1項）

■ 社内体制、意識の確立を図る

- アイデアシート、部門リエゾンなど
- 発表・発売前に未出願のアイデアを総チェック

(2) アイディアの本質を捉える

■ 「従来技術→課題→本願」という流れで解決原理を探る


【例題】 従来、断面円形の鉛筆（赤鉛筆のようなもの）しかなかったとする。
ある発明者が、断面六角形の鉛筆を発明し、特許出願しようと考えた。



【従来】
断面円形の鉛筆

【課題】
紛失しやすい、落下して芯が折れやすい←：転がりやすい

【本願】
六角形断面にした（転がりにくい断面形状とした）
→断面は、三角形、四角形などでもよい…多角形なら良い
→多角形でなくても楕円形でもよい
→必ずしも全長に亘って六角形でなくてもよい。一端だけ六角形でもよい…「少なくとも一部の断面」が六角形（円形以外の形状）
→円形断面の鉛筆にクリップ状の突起をつけてもよい。
(概念的には、これに含まれる)



↓

筆記具の軸長の少なくとも一部に、非円形断面の部位を設けたこと

■ 上位概念化した「発明の本質」が、従来技術を含んでいないかどうかを確認する。



例えば、「ゴルフ鉛筆（右図）」は既に存在したとすると、これを避けるように本願の概念を減縮する必要がある。

■ 特許第3695695号 パスワードの生成照合システムおよびその方法

知人の氏名
1. 斎藤志郎
2. 小川肇
3. 市川義彦
4. 山田太郎
5. 加藤徹

(1)

自分の生誕地
1. 京都
2. 名古屋
3. 横浜
4. 広島
5. 札幌

(2)

通学した学校名
1. 保土ヶ谷小学校
2. 千草南小学校
3. 荏原小学校
4. 養成第一小学校
5. 北見小学校

(3)

所属部署名
1. オペレーション部
2. パブリック・リレーション部
3. ヒューマン・リソース部
4. コーポレート・セールス部
5. サプライ・マネジメント部

(4)

【請求項1】 同一のカテゴリに属する**予め選択された複数のパスワード要素**を格納する要素グループ記憶手段と、

カテゴリに属する前記パスワード要素とは異なる**複数のスクランブル要素**を格納するスクランブル要素記憶手段と、

前記要素グループ記憶手段に格納された前記**複数のパスワード要素から無作為に抽出した1つの抽出パスワード要素**、および、前記スクランブル要素記憶手段に格納された**複数のスクランブル要素から無作為に抽出した前記抽出パスワードと同一のカテゴリに属する予め定める個数の抽出スクランブル要素**、**からなる混合要素グループ**を生成する混合要素グループ生成手段と、

前記混合要素グループから**選択パスワード要素**を選択する選択手段と、

前記**選択パスワード要素と前記抽出パスワード要素とを照合する照合手段**と、
から構成されることを特徴とするパスワードの生成照合システム。

(3) 特許情報調査

■対象＝特許公報、公開公報等

■調査方法

- ・ 閲覧室（商工会議所 B1）
- ・ 特許電子図書館（無料）<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>
- ・ 有料DB PATOLIS(JAPIO) <http://www.patolis.co.jp/>

NRI サイバーパテントデスク 他 <http://www.patent.ne.jp/>

■ 特許情報調査の意義

1) 出願時には先行技術文献の記載が必要（特36条4項2号）

…本来は調査は不要だが、1件も記載していないと理由を求められる

2) 効率的出願

先願、公知技術を把握でき、無駄な出願を抑制し、費用対効果の高い出願を行うことができる。

3) 他社権利の把握

他社権利を把握することで、権利行使を避け、費用対効果の高い開発投資が可能となる。

4) 技術情報の活用

自社の研究・開発を効率的に進めることができる。

(12) 文献の種類
末尾の英文字は特許文献の種別のための標準コードです

(11) 特許出願公開番号
特開平7-312213
(43) 公開日 平成7年(1995)11月29日

(11) 文献の番号
公報番号は発行日の年号と6桁の番号からなります

(43) 公開日
特許付与前の文献の刊行日が記載されています

(51) 国際特許分類
技術内容に応じて世界共通の特許分類が付与されます

(71) 出願人
出願人には企業等の法人もなれます

(72) 発明者
発明者には企業等の法人はなりません

(74) 代理人
未成年者は法定代理人が必要です

(22) 出願日
特許出願のなされた日です

(54) 説明の名称
最有用などに関連した短縮名称ボックス

(57) 要約又は請求の範囲
公開公報のフロントページには要約が記載されます

・代表図
要約欄で選択された代表的な図面が掲載されます

3. 保護方法の選択・実現

(1) 費用対効果を考え適切な方法を選択

	メリット	デメリット
特許	<ul style="list-style-type: none">・ 保護対象広く、権利効力強い・ 保護期間（出願～20年まで）	<ul style="list-style-type: none">・ 権利化に時間がかかる・ 発明が公開される
実用新案	<ul style="list-style-type: none">・ 保護期間（出願～10年まで）・ 早期権利化が可能	<ul style="list-style-type: none">・ 保護対象が限定的・ 返り討ちの危険(実29条の3)
著作権	<ul style="list-style-type: none">・ 無手続きで保護可能	<ul style="list-style-type: none">・ アイディアは保護対象外・ 相対的独占権
ノウハウ	<ul style="list-style-type: none">・ 先使用权（特79条） <p>http://www.jpo.go.jp/shiryoku/index.htm</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 他人の権利化は阻止不可・ 秘密の厳格な管理が要求される（閲覧者限定など）

(2) 特許出願～権利化

■ 職務発明制度（特35条）の整備

http://www.jpo.go.jp/seido/shokumu/shokumu_list.htm

■ 中小企業等向け制度…先行技術調査支援、早期審査、審査請求料等の減免

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/sesaku_menu.htm

■ 実用新案制度が見直されている（前年度比で出願件数1.5倍）

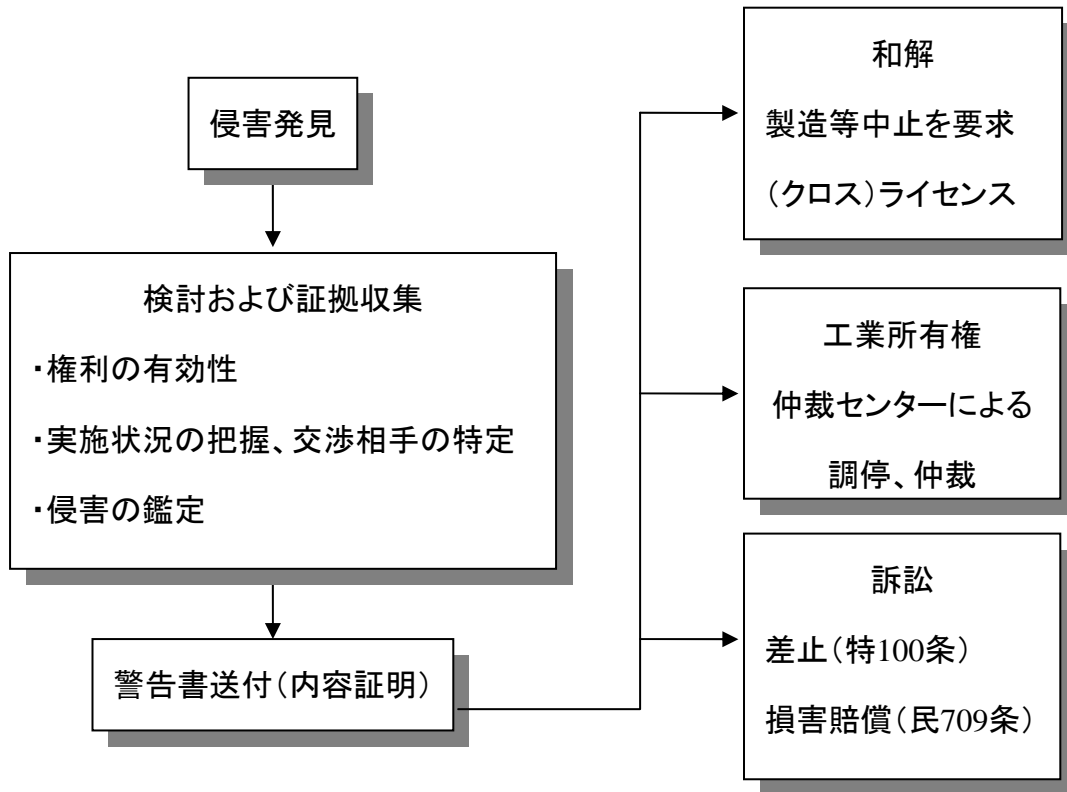
- ・ 権利の存続期間が出願日から10年に（実15条）
- ・ 訂正要件の緩和（実14条の2）

■ 審査請求時期（特48条の3）

- ・ 費用（172,600円以上）対効果で考える
- ・ 早期権利化を図るべきもの→出願と同時
- ・ その他→出願後1年半以上待ち、価値を見極めてから

4. フォローアップ

(1) 他人の権利侵害への対処



■ 積極的に権利行使を図る傾向にある

■ 侵害状況の調査…JETRO～中小企業知的財産保護対策事業

<http://www.jetro.go.jp/news/announcement/20060330702-news>

■ 慎重な権利行使

・ 侵害の事実がなかった場合→虚偽事実の流布（不競法1条14号）

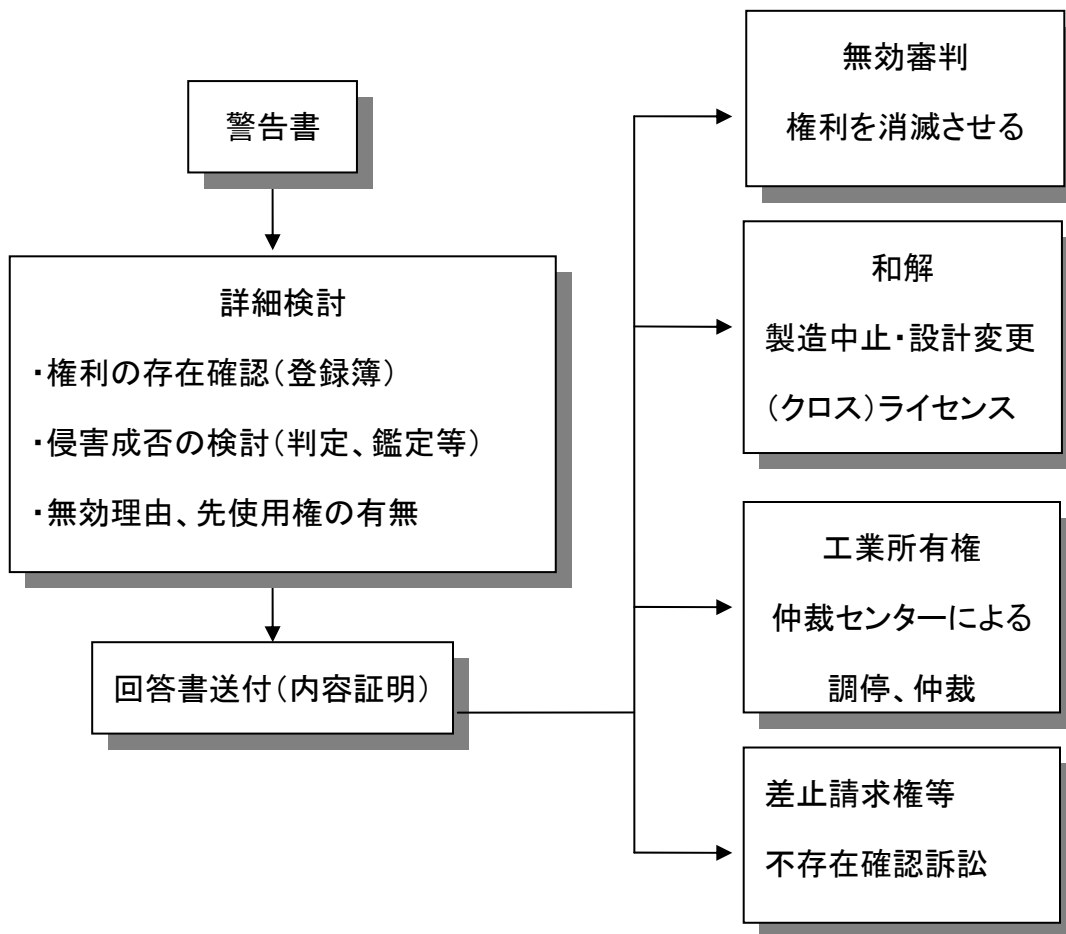
・ 権利行使後に無効となった例

特許第 2134277 号 マルチウィンドウ表示制御装置事件

特許第 1855980 号 アルゼパチスロ事件

特許第 3179409 号 JAL チケットレスサービス事件

(2) 他人からの警告への対処



- 早期対応が必要…遅くなる程、損害賠償額、設計変更の負担が増大
- 製品開発時のクリアランスチェック、継続的監視を行う
- 警告書＝侵害と即断せず、侵害の成否等を慎重に検討する
- 同業他社との間では、クロスライセンスが有効

ただし、自社も有用性の高い特許権を保有していることが必要

- 個人発明家は、ライセンス料を目的としていることが多い。

自社の実施技術を防衛的に出願しておくことが有効